

第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画

本編(抜粋)

第1章～第3章 (略)

第4章 計画の推進方策.....	1
基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援.....	1
1 教育・保育施設の充実.....	1
(1) 幼稚園・認定こども園(1号※及び2号相当※、3～5歳児).....	1
(2) 保育所(園)・認定こども園など(2号認定、3～5歳児).....	4
(3) 保育所(園)・認定こども園など(3号認定※、0～2歳児).....	7
2 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	11
放課後児童健全育成事業.....	17
3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進.....	20
4 子育てに関する相談、情報提供の充実.....	23
基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援.....	26
1 児童虐待防止対策の推進.....	26
(1) 関係機関との連携と相談体制の強化.....	26
(2) 発生予防、早期発見、早期対応.....	27
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	27
3 障害児施策の充実等.....	29
4 その他の子育て支援施策等.....	31
基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	32
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進.....	32

第4章 計画の推進方策

基本目標 1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援

1 教育・保育施設の充実

(1) 幼稚園・認定こども園（1号※及び2号相当※、3～5歳児）提供区域：6区域

1) 量の見込みの算出根拠

- ◆ 3歳児以上の家庭のうち、専業主婦家庭や就労時間が短い家庭などで、平日に利用したい教育・保育の事業の中で「幼稚園」「認定こども園」を選んだ人の割合から出した利用率は26.7%となり、これを利用して、量の見込みを算出します。
- ◆ 保護者が就労しているため、平日の日中に子どもを保育することができないが、教育に対する利用ニーズが高く、教育・保育の事業の中で「幼稚園」や「認定こども園」を教育機関として利用することを選んだ人の割合から出した利用率は5.8%となり、これを利用して、量の見込みを算出します。
- ◆ 推計児童数に対して、上記の利用率で量の見込みを算出した場合、現状の施設としての合計の受け皿（確保方策）が量の見込みの合計を上回る結果となります。

2) 確保方策の考え方

- ◆ 平成27年度以降の子ども・子育て支援新制度以降、本市では既に多くの民間保育園、及び幼稚園が認定こども園へ移行しており、1号認定の受け皿（確保方策）は第1期事業計画期間を通じて大きく増加しました。
- ◆ 1号認定や2号相当としてのニーズ量に想定される保護者は、一般的に、施設を選択する場合に当該施設における教育の内容を重視する傾向があると考えられます。また、児童の送迎についても、施設が所有するバスを利用することが多く、市内全体では確保方策がニーズ量を上回る見込みであることから、地区内のみにとらわれずに、地区同士において利用調整を図り、ニーズ量を補完するものとします。
- ◆ 後述する3歳未満児の受け皿を確保するため、施設整備を活用し、認定こども園化が進むことにより、市全体で充足している3歳以上児の受け皿の増加に必然的につながるが見込まれます。これについて、受け皿が過剰供給とならないよう、利用定員の設定や見直しを柔軟に行うことが必要です。

※1号認定とは、保育の必要性がない3歳以上児、2号認定とは、保育の必要性がある3歳以上児

※2号相当とは、共働き世帯など本来であれば2号認定となるが、教育の利用ニーズが高いため、1号認定となる者。

(単位：人)

▲本庁管内地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1号認定	299	296	291	287	283
	2号相当	65	65	64	63	61
②確保方策	1号認定	869	755	755	650	595
	幼稚園(未移行)	140	140	140	140	140
合計(②-①)		645	534	540	440	391

▲芳賀・桂萱・南橋・富士見地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1号認定	576	570	558	553	543
	2号相当	125	124	121	120	118
②確保方策	1号認定	918	1,032	1,062	1,062	1,056
	幼稚園(未移行)	0	0	0	0	0
合計(②-①)		217	338	383	389	395

▲東・元総社・総社・清里地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1号認定	429	425	416	412	404
	2号相当	93	92	90	89	88
②確保方策	1号認定	385	385	400	490	520
	幼稚園(未移行)	0	0	0	0	0
合計(②-①)		-137	-132	-106	-11	28

▲上川淵・下川淵地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1号認定	201	200	195	193	190
	2号相当	44	43	42	42	41
②確保方策	1号認定	599	576	576	591	591
	幼稚園(未移行)	0	0	0	0	0
合計(②-①)		354	333	339	356	360

▲永明・城南地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の 見込み	1号認定	276	273	267	265	260
	2号相当	60	59	58	57	57
②確保 方策	1号認定	539	539	539	539	539
	幼稚園(未移行)	0	0	0	0	0
合計(②-①)		203	207	214	217	222

▲大胡・宮城・粕川地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の 見込み	1号認定	214	212	208	206	202
	2号相当	46	46	45	45	44
②確保 方策	1号認定	525	525	510	510	510
	幼稚園(未移行)	0	0	0	0	0
合計(②-①)		265	267	257	259	264

市全域(合計)		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の 見込み	1号認定	1,995	1,976	1,935	1,916	1,882
	2号相当	433	429	420	416	409
②確保 方策	1号認定	3,835	3,812	3,827	3,842	3,811
	幼稚園(未移行)	140	140	140	140	140
合計(②-①)		1,547	1,547	1,612	1,650	1,660

3) 確保の内容 (1号認定及び2号相当)

(単位:人)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
認定こども園	3,255	3,232	3,247	3,262	3,231
新制度幼稚園	580	580	580	580	580
幼稚園(未移行)	140	140	140	140	140
合計	3,975	3,952	3,967	3,982	3,951

※上記数値は、各年度における整備量

(2) 保育所(園)・認定こども園など(2号認定、3~5歳児) 提供区域: 6区域

1) 量の見込みの算出根拠

- ◆ 3歳児以上の家庭のうち、両親ともフルタイムで就労している家庭、パート時間の長い家庭やひとり親の家庭などで、平日に利用したい教育・保育の事業の中で「幼稚園以外」を選んだ人の割合から算出した利用率は65.5%となり、これを利用して、量の見込みを算出します。
- ◆ 推計児童数に対して、上記の利用率で量の見込みを算出した結果、現状の入園児童数において、量の見込みを上回っています。

2) 確保方策の考え方

- ◆ 平成31年度における保育の必要性がある3歳以上児(2号認定)の入所希望をとりまとめた統計結果によると、「芳賀・桂萱・南橘・富士見地区」、「東・元総社・総社・清里地区」、そして「大胡・宮城・粕川地区」に居住する保護者のうち、それぞれ各地区において約25%が勤務先等の都合により、地区外の保育関係施設を希望しているという実績があります。このため、不足地区における施設整備により充足を目指すとともに、地区内のみにとらわれずに、地区同士において利用調整を図り、ニーズ量を補完するものとします。
- ◆ 後述する3歳未満児の受け皿を確保するため、施設整備を活用し、認定こども園化が進むことにより、市全体で充足している3歳以上児の受け皿の増加に必然的につながるが見込まれます。これについて、受け皿が過剰供給とならないよう、利用定員の設定や見直しを柔軟に行うことが必要です。

(単位: 人)

▲本庁管内地区		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み(2号認定)		729	722	706	700	687
②確保方策	教育・保育 ^{※1}	932	902	907	783	779
	地域型保育					
③認可外保育施設 ^{※2}		34	34	34	34	34
合計((②+③)-①)		237	214	235	117	126

▲芳賀・桂萱・南橋・富士見地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み(2号認定)		1,414	1,401	1,372	1,359	1,335
②確保 方策	教育・保育※ ¹	1,318	1,348	1,405	1,405	1,421
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		5	5	5	5	5
合計((②+③)-①)		-91	-48	38	51	91

▲東・元総社・総社・清里地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み(2号認定)		1,053	1,043	1,022	1,012	994
②確保 方策	教育・保育※ ¹	910	919	919	1,069	1,069
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		14	14	14	14	14
合計((②+③)-①)		-129	-110	-89	71	89

▲上川淵・下川淵地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み(2号認定)		495	490	480	475	467
②確保 方策	教育・保育※ ¹	700	720	741	846	834
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		7	7	7	7	7
合計((②+③)-①)		212	237	268	378	374

▲永明・城南地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み(2号認定)		677	671	657	650	639
②確保 方策	教育・保育※ ¹	726	726	726	726	726
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		30	30	30	30	30
合計((②+③)-①)		79	85	99	106	117

▲大胡・宮城・粕川地区		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み(2号認定)		526	521	510	505	496
②確保 方策	教育・保育※ ¹	432	432	403	403	403
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		0	0	0	0	0
合計((②+③)-①)		-94	-89	-107	-102	-93

市全域(合計)		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み(2号認定)		4,894	4,848	4,747	4,701	4,618
②確保 方策	教育・保育※ ¹	5,023	5,047	5,101	5,232	5,232
	地域型保育					
③認可外保育施設※ ²		90	90	90	90	90
合計((②+③)-①)		214	289	444	621	704

※1：教育・保育は、認定こども園、保育所（園）

※2：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

3) 確保の内容（2号認定）

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認定こども園	2,781	2,805	2,861	2,992	3,004
保育所(園)	2,242	2,242	2,240	2,240	2,228
認可外保育施設	90	90	90	90	90
合計	5,108	5,137	5,191	5,322	5,322

※上記数値は、各年度における整備量

(3) 保育所(園)・認定こども園など(3号認定※、0~2歳児) 提供区域: 6区域

1) 量の見込みの算出根拠

【0歳児】

- ◆ 0歳児は、児童人口推計によると今後も減少傾向にあります。しかしながら、低年齢児保育の利用割合は年々増加傾向にあります。平成21年度の利用率17.5%に対し、平成25年度は24.0%と6.5ポイント増加しています。

【1・2歳児】

- ◆ 1・2歳児も、児童人口推計によると今後も減少傾向にあります。しかしながら、低年齢児保育の利用割合は年々増加傾向にあります。平成21年度の利用率37.8%に対し、平成25年度は43.0%と5.2ポイント増加しています。

※3号認定とは、保育の必要性がある3歳未満児

2) 確保方策の考え方

- ◆ 国庫補助金を活用した施設整備を実施し、既存施設を有効活用することにより、特に不足することが見込まれる0歳児の受け皿確保に努めます。
- ◆ 平成31年度における3歳未満児の入所希望を取りまとめた統計結果によると、「芳賀・桂萱・南橘・富士見地区」、「東・元総社・総社・清里地区」、居住する保護者のうち、それぞれの地区で30%以上の保護者が勤務先等の都合により、地区外の保育関係施設を希望しているという実績があります。このため、不足地区における施設整備により充足を目指すとともに、地区内のみにとらわれずに、地区同士において利用調整を図り、ニーズ量を補完するものとします。

(単位: 人)

▲本庁管内地区		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み(3号認定)		496(127)	489(121)	479(121)	470(119)	465(119)
②確保方策	教育・保育※ ¹	744(144)	728(144)	748(154)	677(139)	695(144)
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		109(25)	109(25)	109(25)	109(25)	109(25)
合計((②+③)-①)		357(42)	348(47)	378(58)	316(45)	339(50)

▲芳賀・桂萱・南橋・富士見地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み(3号認定)		1,020(231)	1,005(224)	989(220)	968(218)	957(216)
②確保 方策	教育・保育※ ¹	824(106)	890(117)	933(131)	933(131)	948(141)
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		35(10)	35(10)	35(10)	35(10)	35(10)
合計((②+③)-①)		-161(-115)	-80(-97)	-21(-79)	0(-77)	26(-65)

▲東・元総社・総社・清里地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み(3号認定)		876(218)	862(211)	849(207)	832(206)	822(203)
②確保 方策	教育・保育※ ¹	555(117)	585(125)	590(130)	710(160)	710(160)
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		68(20)	68(20)	68(20)	68(20)	68(20)
合計((②+③)-①)		-257(-82)	-209(-66)	-191(-57)	-54(-26)	-44(-23)

▲上川淵・下川淵地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み(3号認定)		369(83)	363(81)	358(79)	350(79)	346(78)
②確保 方策	教育・保育※ ¹	408(51)	451(59)	460(60)	550(85)	550(90)
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		12(4)	12(4)	12(4)	12(4)	12(4)
合計((②+③)-①)		51(-28)	100(-18)	114(-15)	212(10)	216(16)

▲永明・城南地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み(3号認定)		459(91)	452(88)	445(87)	435(86)	430(85)
②確保 方策	教育・保育※ ¹	550(123)	550(123)	550(123)	550(123)	550(123)
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		24(4)	24(4)	24(4)	24(4)	24(4)
合計((②+③)-①)		115(36)	122(39)	129(40)	139(41)	144(42)

▲大胡・宮城・粕川地区		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み(3号認定)		320(69)	315(67)	310(66)	304(65)	300(64)
②確保 方策	教育・保育※ ¹	303(58)	308(63)	292(62)	292(62)	292(62)
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設		19(5)	19(5)	19(5)	19(5)	19(5)
合計((②+③)-①)		2(-6)	12(1)	1(1)	7(2)	11(3)

市全域(合計)		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み(3号認定)		3,540(819)	3,486(792)	3,430(780)	3,359(773)	3,320(765)
②確保 方策	教育・保育※ ¹	3,384(599)	3,512(631)	3,573(660)	3,712(700)	3,743(720)
	地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※ ²		267(68)	267(68)	267(68)	267(68)	267(68)
合計((②+③)-①)		111(-152)	293(-93)	410(-52)	620(-5)	690(23)

※1:教育・保育は、認定こども園、保育所(園)

※2:市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

※:表中()内は0歳児の内数。

2)確保の内容(3号認定)

(単位:人)

	R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度		R6 年度	
	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳
認定こども園	356	1,517	388	1,613	424	1,676	464	1,765	479	1,779
保育所	243	1,268	243	1,268	236	1,237	236	1,247	241	1,244
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	68	199	68	199	68	199	68	199	68	199
合計	667	2,984	699	3,080	728	3,112	768	3,211	788	3,222

※上記数値は、各年度における整備量

(再掲) 教育・保育の確保方策のまとめ

【確保の内容】

< 1号・2号 >

(単位：人)

	1年目 R2年度		2年目 R3年度		3年目 R4年度		4年目 R5年度		5年目 R6年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
認定こども園	3,255	2,776	3,232	2,805	3,247	2,861	3,262	2,992	3,231	2,989
新制度幼稚園	580		580		580		580		580	
幼稚園(未移行)	140		140		140		140		140	
保育所		2,242		2,242		2,240		2,240		2,243
認可外保育施設		90		90		90		90		90
合計	3,975	5,127	3,952	5,156	3,967	5,210	3,982	5,341	3,951	5,341

< 3号 >

	1年目 R2年度		2年目 R3年度		3年目 R4年度		4年目 R5年度		5年目 R6年度	
	3号		3号		3号		3号		3号	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
認定こども園	356	1,517	388	1,613	424	1,676	464	1,765	479	1,779
保育所	243	1,268	243	1,268	236	1,237	236	1,247	241	1,244
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	68	199	68	199	68	199	68	199	68	199
合計	667	2,984	699	3,080	728	3,112	768	3,211	788	3,222

※上記数値は、各年度における整備量

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業 提供区域：市全域

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約や提供を行うとともに、保護者からの相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整等を行う事業です。本市では「まえばし子育て世代包括支援センター」の窓口機能の充実を図るため、保育コンシェルジュと母子保健コーディネーターを配置し、保護者からの相談に柔軟に応じていくことができる支援を進めます。

2) 確保の内容

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(か所)	2	2	2	2	2
確保方策(か所)	2	2	2	2	2

(2) 地域子育て支援拠点事業 提供区域：市全域

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、保護者が身近な場所で自由に子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助受けられるように支援を行う事業です。本市では市と委託契約をしている民間保育関係施設で事業実施を推進しています。

1) 量の見込みの算出根拠

- ◆ 2歳児までの児童を持つ家庭において、「地域子育て支援事業を利用中」「今後利用したい」と答えた人の平均利用希望日数によりニーズ調査結果に基づいて算出した数値に対して、本市の平成27年度以降の平均利用実績が上回ることから、利用実績と人口推計により算出した値を量の見込みとします。

2) 確保の内容

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人回)		91,140	89,522	88,103	86,429	85,463
確保方策	(人回)	91,140	89,522	88,103	86,429	85,463
	(か所)	15	15	15	15	15

(3) 妊婦健康診査 提供区域：市全域

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

- ◆ 0歳児の人口推計に基づき算出した母子健康手帳の交付数を量の見込みとします。

2) 確保の内容

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人回)	26,219	25,831	25,601	25,346	24,231
確保方策	実施場所:医療機関及び助産所等 実施体制:窓口において母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査受診券(14回)を配付し、保健師等専門職員による受診勧奨と保健指導を実施する。 保健師等4人×245日=980人 事務1人×245日=245人 検査項目:県及び市町村と群馬県医師会が決定した統一検査項目(県統一受診券を1人14回配布) 実施時期:通年				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 提供区域：市全域

本市では「こんにちは赤ちゃん事業」という名称により実施している事業で、担当保健師が生後4か月までの乳児のいる訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、育児に関する不安や悩みを聞き、助言ができる体制づくりに努めます。

1) 量の見込みの算出根拠

- ◆ 0歳児の人口推計に基づき、平成27年度以降の乳児家庭全戸訪問事業面会率を参考にして算出したものを、量の見込みとします。

2) 確保の内容

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	2,210	2,137	2,105	2,087	2,066
確保方策	実施体制:前橋市保健推進員協議会または助産師会委託か子育て支援課地区担当保健師による家庭訪問等				

(5) 養育支援訪問事業 提供区域：市全域

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

- ◆ 過去の妊娠届出数及び出生数に占める特定妊婦・要支援児童の割合を考慮するとともに、市保健師による養育支援訪問数に加え、社会福祉法人等へ委託する産後ヘルパー等の実績を参考に算出した目標値を量の見込みとします。

2) 確保の内容

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人)	160	167	169	177	180
確保方策	実施体制:子育て支援課地区担当保健師による家庭訪問				

(5) - 1 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） 提供区域：市全域

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

代表者会議は年 1 回、実務者会議は年 11 回を定期開催として固定化されています。個別ケース検討会議については必要に応じて随時開催され、平成 23 年度においては 32 回、平成 24 年度が 67 回、平成 25 年度が 43 回となっており、ケースによっては 1 回～数回開催される場合があります。

(6) 子育て短期支援事業 提供区域：市全域

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な養育を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

1) 量の見込みの算出根拠

- ◆ 平成27年度以降の施設の利用日数・人数から算出した量を、見込み量とします。

2) 確保の内容

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		64	63	62	61	60
確保方策	(人日)	64	63	62	61	60
	(か所)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(7) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業） **提供区域：市全域**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。なお、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かり等が対象となる病児・緊急対応強化事業も実施しています。

1) 量の見込みの算出根拠

- ◆ 人口推計と平成27年度以降の事業実績をもとに算出した数値を見込み量とします。

2) 確保の内容

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		5,889	5,809	5,703	5,622	5,540
確保方策(人日)	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	4,428	4,368	4,288	4,227	4,166
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	20	20	20	20	20
	子育て援助活動支援事業 (就学後)	1,441	1,421	1,395	1,375	1,354

(8) 一時預かり事業 **提供区域：市全域**

近年の保護者の就労形態の多様化に対応するため、教育時間の前後や長期休業期間において、希望する児童を対象に認定こども園等において預かる事業（幼稚園型）や、家庭において昼間、保育を受けることが一時的に困難となった未就学児童について、保育所、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（幼稚園型を除く※一般型）を指します。

1) 量の見込みの算出根拠

①【一時預かり事業（幼稚園型）】

- ◆ 幼稚園の利用を希望する家庭において、幼稚園による一時預かりや預かり保育の利用希望者の平均希望利用日数をもとに算出した結果から、日常的・緊急時に祖父母等に見てもらえる人の割合を控除したものを、「不定期利用」の見込量とします。

また、子どもが在園中で、保護者が働いている家庭において、幼稚園による一時預かりや預かり保育の利用希望者の平均希望利用日数をもとに算出した結果から、日常的・緊急時に祖父母等に見てもらえる人の割合を控除したものを、「常時利用」の見込量とします。

①【一時預かり事業（幼稚園型を除く※一般型）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

- ◆ 未就学児童の家庭において、急な用事等の場合に、事業の利用希望者の平均利用希望日数をもとに算出した結果から、日常的・緊急時に祖父母等に見てもらえる人の割合を控除したニーズ調査結果から導き出した結果に対して、平成27年度以降の利用実績が上回ることから、利用実績に基づいて設定した値を量の見込みとします。

2) 確保の内容

①【一時預かり事業（幼稚園型）】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)	不定期利用	2,829	2,803	2,745	2,719	2,670
	常時利用	74,691	73,684	72,344	71,305	70,274
確保方策(人日)	在園児対象型	77,520	76,487	75,089	74,024	72,944

②【一時預かり事業（幼稚園型を除く※一般型）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		17,655	17,416	17,099	16,854	16,610
確保方策(人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	13,225	13,046	12,809	12,625	12,442
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	4,428	4,368	4,288	4,227	4,166
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	2	2	2	2	2

(9) 延長保育事業 提供区域：市全域

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

- ◆ 未就学児童を持つ家庭において、認可保育園や居宅訪問型保育の利用希望があり、利用希望時間の終わりが18時以降と答えた人から算出した数値を見込み量とします。

2) 確保の内容

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人)		1,018	1,065	1,046	1,031	1,016
確保方策	(人)	1,018	1,065	1,046	1,031	1,016
	(か所)	52 か所	52 か所	53 か所	53 か所	53 か所

(10) 病児・病後児保育事業 提供区域：市全域

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

- ◆ 未就学児童を持つ家庭において、病児・病後児の発生頻度を算出し、実際に利用した日数・利用希望日数などをもとに算出した結果から、日常的・緊急時に祖父母等に見てもらえる人の割合を控除したものを、見込み量とします。

2) 確保の内容

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		5,378	5,297	5,227	5,172	5,111
確保方策(人日)	病児・病後児保育事業	4,640	4,640	4,640	5800	5800
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	20	20	20	20	20

注) 確保方策中の「子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)」については、(7)ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)の再掲数値。

(11) 放課後児童健全育成事業 提供区域：6区域

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

- ◆ 各小学校のうち、主な受入先クラブが定員超過しているものについては、潜在的な利用ニーズを取り込む意味で「放課後留守家庭児童数」（計画策定前年度）を、定員超過していないものについては、「クラブ加入者数」（計画策定前年度）を現時点での各小学校区におけるニーズであるとした上で、今後のニーズ量に影響を与える要因として各小学校区における児童減少率・増加率や市全体における女性就業率の上昇期待率を加味しました。

2) 確保の内容

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人)	低学年	3,304	3,265	3,281	3,255	3,225
	高学年	1,666	1,623	1,566	1,532	1,513
	小計	4,970	4,887	4,847	4,786	4,739
確保方策(人)		4,763	4,863	4,963	5,063	5,163

※ 計画策定年度では、市全体のクラブの定員総数が利用者総数を上回っているにもかかわらず、小学校によっては待機や定員超過が発生している状況であるため、最終年度の確保方策が量の見込みを上回る計画としています。

3) 放課後子供教室との関係

すべての児童の安全・安心な居場所づくりと健全な育成の観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備していくことが必要です。

そのために、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を作成する必要がありますが、その策定にあたっては、子ども・子育て支援事業計画との関連がありますので、一体のものとして策定することにします。

① 目標事業量と整備計画

	R2⇒R3 年度	R3⇒R4 年度	R4⇒R5 年度	R5⇒R6 年度
放課後児童クラブの目標事業量(クラブ数)	79	80	81	82
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量(クラブ数)	31	33	35	37
放課後子供教室の整備計画	41	41	41	41

② 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後子供教室において、様々なプログラムを提供し、その中で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に加入している子供が積極的にプログラムに参加できる環境を整えるとともに、希望者が選択して参加するプログラムも検討します。

そのために、プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組めるように支援します。

また、放課後児童クラブを学校外に設置する場合は、できる限り、学校に隣接する場所とし、プログラムに参加しやすい環境を整えます。

③ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

余裕教室や既に活用されている余裕教室が放課後児童クラブ等として利用できるか検討するとともに、校舎の建て替えや改修の際に、放課後児童クラブ等を設置できるか検討します。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置します。

その際に、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めます。

⑤ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

多くの放課後児童クラブは、開所時間を午後 7 時まで延長していますが、一部の放課後児童クラブでは午後 6 時 30 分に閉所している事例や土曜日に閉所している事例も見られますので、保護者の要望を把握するとともに、運営者と話し合い、開所時間の延長に取り組めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 提供区域：市全域

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市においては、平成 27 年度より、生活保護世帯に対して助成を行っております。さらに、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により、認定こども園・保育所等において年収 360 万円未満相当の世帯や全所得階層の第 3 子以降を対象に副食費が免除されたことから、国立大学附属幼稚園及び新制度未移行園における副食費についても助成を行っております。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人)	生活保護世帯	52	52	51	50	49
	国立・未移行園	35	35	35	35	35
確保方策(人)	生活保護世帯	52	52	51	50	49
	国立・未移行園	35	35	35	35	35

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市においては、必要に応じ事業の検討を行います。

3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

本市では、子育てに関する行政機能を市本庁舎ではなく「保健センター」に集約させており、妊産婦から乳幼児、学童期までの切れ目ない母子保健施策を、保護者目線に立ったワンストップサービスにより充実させることにより、医療、福祉及び教育分野との連携を強化し、安全・安心な妊娠・出産・育児を支援します。

これにより、引き続きすべての子どもが健やかに育つ社会の醸成に向け、その成長を見守り育む地域づくりを推進し、母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進を図ります。

事業名	事業展開	担当課
不妊・不育治療支援事業	<p>■不妊や不育に悩む方へ治療費の一部を助成することに加えて、情報提供や相談事業等により不安の解消と経済的支援を行います。</p> <p>(対象者:特定不妊治療・一般不妊治療・不育症治療を受けている方で各助成対象の要件を満たした申請者)</p> <p>(実施場所:前橋市保健センター)</p>	子育て支援課
母子健康手帳交付	<p>■妊娠届出により母子健康手帳を交付し、安全・安心な妊娠・出産・育児のための情報提供や相談を実施します。</p> <p>届出時のアンケートにより妊婦の身体的・精神的・社会的状況を把握し、関係機関と連携して早期支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く妊産婦への保育や休業制度等の周知 ・禁煙や禁酒指導 <p>(対象者:妊婦)</p> <p>(実施場所:前橋市保健センター)</p>	子育て支援課
妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査 新生児聴覚検査	<p>■妊婦健診・新生児聴覚検査費の一部助成、妊婦歯科健診全額助成により経済的な負担軽減を行うとともに、母子の健康を確保するために医療機関と連携して定期受診を促進します。</p> <p>(対象者:全妊婦)</p> <p>(実施回数:①妊婦健康診査 通年 1人 14 回分 ②妊婦歯科健康診査 1 回分 ③新生児聴覚検査一児につき 1 回分)</p> <p>(実施場所:県内委託医療機関)</p> <p>※①③は県外受診償還払い制度による)</p> <p>■妊産婦支援体制</p> <p>特に支援を要する妊産婦に対し母子の健全な育成と虐待予防のため、医療機関等との連携の下、早期から支援します。</p>	子育て支援課

(母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
<p>プレマクラス ハローベビークラス</p>	<p>■妊娠・出産・子育てに関する情報提供と実習を行い、仲間づくりの契機とする。妊娠中の健康管理(食事含む)から出産後数か月頃までの体や心の変化について知り、赤ちゃんの沐浴やおむつ交換等の実習経験を通して産後のイメージが持てるような教室運営に努めています。妊婦体験や実習を行い、父親や支援者(祖母他)の協力や育児参加を促しています。また、乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)の予防啓発にも重点を置き、子育て世帯が安心・安全に育児できるよう支援します。</p> <p>(対象者:プレマクラス:初妊婦、ハローベビークラス:初妊婦とご家族1人まで)</p> <p>(実施場所:前橋市保健センター)</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>おなかの赤ちゃんを みんなで守る事業</p>	<p>■前橋・高崎連携事業でマタニティマークを作成し、母子手帳発行時に配布することで、妊娠初期の胎児と母体を社会全体で守り、安心して子どもを産み育てられる環境をつくります。(マタニティ・キーホルダーと車用ステッカーを配布)</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>こんにちは赤ちゃん事業</p>	<p>■生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、社会からの孤立化を防ぎ健全な育成環境を図ります。</p> <p>訪問時のアンケートにより育児状況等の把握を行い、早期の支援につなげます。</p> <p>(対象者:生後4か月までの乳児とその保護者)</p> <p>(場所:各家庭等)</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>乳児健康診査 (個別健診)</p>	<p>■医師の診察により、身体および精神面の発達・発育を確認し疾病の早期発見、離乳及び予防接種の指導等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・股関節脱臼健康診査 ・3～4か月児健康診査 ・9～10か月児健康診査 <p>(対象者:満3か月、満9か月に達した乳児)</p> <p>(実施場所:委託医療機関)</p>	<p>子育て支援課</p>

(母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
<p>幼児健康診査 (集団健診)</p>	<p>■身体及び精神面の発達・発育を確認するとともに、医師の診察による疾病の早期発見、歯科医師の口腔健康診査並びに保健師・管理栄養士・歯科衛生士・心理相談員による面接相談により、保護者の悩みを聴き、助言指導を行うことで子育てを応援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児健康診査 ・2歳児歯科健康診査 ・3歳児健康診査 <p>(対象者:満1歳6か月、満2歳、満3歳に達した幼児) (実施場所:前橋市保健センター)</p> <p>■5歳児就学前健康診査(H25～H26 モデル事業)</p> <p>小学校就学前の児に対し、3歳児健康診査までには発見されにくい発達障害または、その傾向を早期に発見し児の健全な成長を目指した適切な支援につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次スクリーニング:質問票・子どもの強さと困難さに関するアンケート(SDQ) ・2次スクリーニング:巡回方式による行動観察。 ・担任・保護者への結果及び相談面接 <p>(対象者:年中児) (実施場所:各幼稚園・保育園(所)・認定こども園)</p>	<p>子育て 支援課</p>
<p>あそびの教室</p>	<p>■具体的に遊びの体験を通して親子の関わりを深め、また、親同士の交流をとおして、子育ての仲間づくりと共にさまざまな悩みを解決できる力を養います。</p> <p>■育てにくさを感じている保護者に寄り添いながら、育ちにくさを持っている児の健やかな成長・発達を促すための、専門的な助言・指導を行います。</p>	<p>子育て 支援課</p>
<p>地区組織との連携</p>	<p>■子どもは家庭のみならず、地域社会で育てる意識を育て、さまざまな地区組織と連携して安全・安心な子育てにやさしい環境づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童委員(主任児童委員)配置による、地域の子育て、健全育成等の支援を行います。 ・保健推進員による訪問活動等により、各家庭と行政を繋ぎ、地域の子育てを支援します。 ・食生活改善推進員の地域に根ざした食育活動により、子どもの健やかな発達を支援します。 	<p>子育て 支援課</p>

4 子育てに関する相談、情報提供の充実

妊娠・出産・育児に対するさまざまなニーズに対応し、子育てに対する保護者等の孤立感や不安感を解消するため相談内容及び体制を整備します。特定教育・保育施設、関係団体などの地域、行政などが連携した相談体制を充実します。また、特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、産後の休業明けや育児休業満了時から利用できるような環境を整えるために、情報提供や相談支援等を充実します。

事業名	事業展開	担当課
窓口健康相談	<p>■来所者の相談に多職種で対応し解決支援に努める。乳幼児の計測・育児相談等を行います。</p> <p>(対象:母子窓口来所者)</p> <p>(場所:前橋市保健センター)</p>	子育て支援課
家庭訪問 電話相談	<p>■妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の解消のため、育児等の相談を行います。</p> <p>(対象者:妊産婦、乳幼児、思春期の男女及びその保護者)</p> <p>(場所:前橋市保健センター・各家庭等)</p>	子育て支援課
健康相談	<p>■成長、発育の確認や発達段階に応じた情報を提供し、個別相談等により育児不安の軽減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にこにこ健康相談 ・地区健康相談 <p>(対象者:妊産婦及び乳幼児とその保護者)</p> <p>(場所:前橋市保健センター)</p>	子育て支援課
出前健康教室 出前健康相談 おうちげんき教室	<p>■各種団体等からの申請に基づき、出前による健康教室と健康相談を行い、さまざまな子育て情報の発信と育児不安の解消を図ります。</p> <p>(対象者:乳幼児とその保護者、関係者等)</p> <p>(実施場所:地区公民館、保育所、幼稚園等)</p>	子育て支援課
離乳食講習会	<p>■離乳食についての情報提供と調理のデモンストレーション及び試食を行います。</p> <p>(対象者:満4か月に達した第1子を持つ保護者)</p> <p>(実施場所:前橋市保健センター)</p>	子育て支援課
発達相談	<p>■言語面や精神面で心配のある幼児に対して、心理相談員による個別相談を通し、その子が持っている力を十分発揮できるよう支援を行います。</p>	子育て支援課
ステップアップもぐもぐ教室	<p>■7か月以降の離乳食のポイントや歯のケアについての講話を行い、離乳食に対する悩みや不安を保護者同士で話し合い、交流も図ります。</p> <p>(対象者:満7か月の第1子とその保護者)</p> <p>(実施場所:前橋市保健センター)</p>	子育て支援課

(子育てに関する相談、情報提供の充実) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
心理相談	<p>■育児に対する不安や親子関係などに悩みを抱える保護者の相談を行い、問題解決を図ります。</p>	子育て支援課
あそび相談	<p>■子どもの健やかな成長発達を促し、育児能力を高めるための親子遊びを行います。</p> <p>・ぱんだクラス:健康相談に来所した乳幼児とその親 (実施場所:前橋市保健センター)</p>	子育て支援課
養育支援訪問事業	<p>■養育支援が特に必要な家庭(ハイリスク家庭)を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育環境を確保し、地域で安心して子育てできるよう支援します。</p> <p>(対象者:妊産婦、新生児及び乳幼児(健康診査事後・虐待予防・DV・育児不安等))</p>	子育て支援課
産後ヘルパー派遣事業	<p>■産後に親族等から家事・育児の協力が得られない家庭に、市が委託した事業所からヘルパーを派遣しています。</p>	子育て支援課
産後ケア事業	<p>■産後に家族等からの援助が受けられず、心身の不調や回復の遅れがある方、授乳や育児に不安がある方を対象に、市が委託した医療機関で行います。宿泊型・デイサービス型があり、利用は原則産後3か月未満です。</p>	子育て支援課
育児グループ支援	<p>■育児グループへの支援を行う。</p> <p>・ひよこクラス:満2か月~3か月の第1子を持つ母親を対象に子育てに関する情報提供と保護者同士の情報交換を実施。交流を促し母子の孤立化防止を図ります。</p> <p>・ベビ-プログラム(B・P):0歳児を育てる母親の仲間づくりと親子の絆づくりを学びます。1コース4回。</p> <p>・未熟児親の会(プリミ-クラブ):養育医療対象の母子等が特有に抱える悩みや不安が軽減できるよう、仲間づくりを支援します。</p> <p>(実施場所:前橋市保健センター)</p>	子育て支援課
事故予防の普及・啓発	<p>■子どもの発達段階に応じた情報を健康教室やパンフレット配布時に周知し、事故防止を図ります。</p> <p>(実施場所:幼児健診会場、出前健康教室会場、イベント会場)</p>	子育て支援課

(子育てに関する相談、情報提供の充実) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
こども発達支援センター	<p>■子どもの発達(発達障害を含む)に関する相談や支援に関し、専門スタッフが子どもと家族へのサポートを行います。</p> <p>(相談業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達全般の相談 ・ことばの相談 ・日常生活の相談 ・保育園(所)幼稚園、学校生活での相談 ・体のぎこちなさの相談 <p>(支援業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子教室、運動発達教室 ・保育所、保育園、幼稚園訪問支援 ・小中学校(特別支援教育等)との連携 ・関係機関との連絡調整と連携 ・ペアレント・トレーニング ・出前講座 	子育て支援課
家庭児童相談室	<p>■子どもの発達、性格、生活習慣、親子関係、家族関係、その他子どもに関する相談を、家庭相談員が行います。</p>	子育て支援課
幼児教育相談事業	<p>■前橋市在住の幼児と保護者を対象として、心・体・ことばの発達及び就学に関する心配や悩み等について、前橋市幼児教育センター相談員及び医師等が相談や支援を行います。幼児の保護者を対象として、相談しやすい場を設定し、幼児期の子どもの発達についての不安を軽減します。</p>	総合教育プラザ
地域子育て支援センター事業	<p>■保育所(園)や認定こども園などにおいて、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施します。</p>	子育て施設課
元気保育園子育て応援事業	<p>■妊婦から3歳未満の親子に、保育園への登録や子育て応援メニューへの参加を促進します。</p>	子育て施設課
乳幼児健全育成相談事業	<p>■子育て全般の悩み等の相談を、子育てのノウハウを持つ保育所(園)で実施します。</p>	子育て施設課
子育て遊び場事業 (大胡公民館)	<p>■子育て世代の親子および子どもが気軽に立ち寄れる居場所づくりを行うとともに、相談などにも適宜対応します。</p>	生涯学習課
利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	<p>■子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <p>(場所:前橋市保健センター)</p>	子育て支援課・子育て施設課

基本目標 2 専門的な知識や技術を要する支援

1 児童虐待防止対策の推進

平成30年度の全国の児童虐待相談対応件数は159,850件で、統計を取り始めて以来毎年増加しており、平成16年度と比べると約4.8倍となっています。また、虐待による死亡事例が多数発生しており、平成29年度では58例・65人となっています。

現在、市町村は第一義的な児童家庭相談の窓口となることが法的に明確化され、機能として単なる相談の窓口の役割を果たすだけでなく、個別事例の援助方針を関係者と決め、実際に援助を行っていく役割を果たすこととされており、児童家庭相談における、すべての過程（相談、虐待通告受理～ケース検討会議～介入～個別支援～援助終結）を、市町村が第一義的な役割として担うことが求められています。

また、市町村の相談体制として、担当職員については、ソーシャルワークを担う社会福祉士などを福祉職として採用することや、児童福祉司任用資格相当の職員の確保に努めることが望ましいとされ、現有の職員で対応せざるを得ない場合は、保健師、保育士、社会福祉主事等既存の専門職をあてる、あるいは保健師、保育士、教員等多職種によるチーム対応を積極的に検討することとされています。

こうした中、本市においては平成20年に保健師、保育士、教員等の専門職を配置しチーム対応を行う新組織を構築し、児童相談所との役割分担と協働体制の構築による児童虐待への対応の更なる充実を図ることを目的とした、「児童虐待通告の対応に関する覚書」を文書で締結し、より一層の連携強化に努めてきました。さらに、平成29年には子育て支援課を「子ども家庭総合支援拠点」と位置付け、特に支援が必要な世帯に対して、より専門的な相談対応・継続的なソーシャルワーク業務を行うことで、在宅支援を強化してきました。

今後も、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応の推進に向けて、担当職員のスキルアップと、組織体制の強化を図っていきます。

(1) 関係機関との連携と相談体制の強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などのために、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会」の取組を強化します。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応

児童虐待対応に関しては、迅速な対応の実施に向け、通告受理後 48 時間以内の目視を徹底するとともに、養育支援が必要と思われる家庭に対しても積極的に介入し、虐待の未然防止や養育環境の改善を図っていきます。

また、児童虐待予防事業として、ペアレント・トレーニングや出前講座等の実施を推進し、適切な係わり方、良好な親子関係の構築等についての周知・徹底を図ります。

事業名	事業展開	担当課
要保護児童対策地域協議会	■児童虐待の防止・予防・早期発見・対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化します。	子育て支援課
家庭児童相談事業	■家庭児童福祉の向上を図るため相談・指導援助を実施します。	子育て支援課
児童虐待への対応	■市民への児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、児童相談所をはじめ、関係機関や地域との連携を強化し、児童虐待の防止・予防、早期発見・対応を図ります。	子育て支援課

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

平成28年度群馬県ひとり親世帯等調査によると、本市の母子世帯は4,156世帯（一般世帯の3%）で、父子世帯は457世帯（一般世帯の0.33%）となっています。平成28年度全国母子世帯等調査によると、全国の母子家庭の約82%が就労しており、母自身の平均年収は243万円（うち就労収入は200万円）、父自身の平均年収は420万円（うち就労収入は398万円）となっています。また、生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約1割となっています。特に、母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど多くの問題を抱えている現状が見受けられます。

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育の確保策、経済的支援策など総合的な対策を適切に実施していくことが重要です。特に、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるとともに、相談体制の充実や施策・取組みに関する積極的な情報提供を図ります。

事業名	事業展開	担当課
母子・父子家庭等福祉医療費支給事業	<p>■母子家庭や父子家庭(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある場合は除く)などの医療費のうち保険診療の自己負担額を助成する医療費支給事業で、母子家庭の母や父子家庭の父の健康維持と児童の健全な育成を支援します。</p> <p>対象者…所得税非課税者で医療保険の加入者(被保険者、組合員及びそれらの被扶養者)のうち</p> <p>ア 母子・父子家庭 (母又は父と満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)</p> <p>イ 父母のいない子 (満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)</p>	国民健康保険課
児童扶養手当支給事業	<p>■父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を監護または養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。</p> <p>対象者…父母が婚姻を解消した児童等の条件にあてはまる「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」を監護している母親や、母に代わってその児童を養育している人</p>	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金	<p>■母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を促進するため、あらかじめ指定した教育訓練講座の受講により、職業能力の開発を自主的に行い、資格取得を目指す者に対して、給付金を支給します。</p>	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金等事業	<p>■就職の際に有利かつ生活の安定に役立つ資格の取得を促進するため、技能習得中の母子家庭の母及び父子家庭の父に、一定期間給付金を支給します。</p>	子育て支援課
就業・自立支援事業	<p>■個々のひとり親家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じた就業支援サービスの提供等を行うとともに、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員の配置等相談体制の整備や継続的生活指導を必要とする母子家庭の母及び父子家庭の父への支援を総合的に行います。</p>	子育て支援課
自立支援プログラム策定等事業	<p>■児童扶養手当受給者の自立を促進するため、自立支援プログラム策定員を設置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施します。</p>	子育て支援課

(ひとり親家庭等の自立支援の推進) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
ひとり親家庭支援事業	■ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ファミリー・サポート・センターを利用した際の利用料の一部を補助します。	子育て支援課
若年母子家庭等 援護友愛事業	■若年母子家庭(父子家庭を含む)の生活安定と養育する児童の健全育成のために、必要な各種の研修及び行事を実施し、母子家庭等の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
母子・父子自立 支援員の設置	■配偶者のいない者で現に児童を扶養している者及び寡婦の自立を支援し生活の安定と向上を図るため、相談に応じ、職業能力の向上及び求職活動を支援します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	■母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の増進を図るため、貸付を行います。	子育て支援課
災害遺児支援事業	■災害遺児の養育者に対し、手当を支給します。	子育て支援課
母子生活支援施設 への入所	■施設への入所により、母子の生活指導等を行い、自立促進の援助を実施します。	子育て支援課

3 障害児施策の充実等

自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障害を含む障害のある子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくるためには、年齢や障害等、一人一人の希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。また、障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組や、障害等の早期発見・治療を図るための、妊婦や乳幼児の健康診査などを推進することが必要です。

このため、障害の早期発見・治療のための取組を充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援につなげることが重要です。

事業名	事業展開	担当課
特別支援教育事業	■障害のある児童生徒の教育的支援の体制を充実するために、特別支援学級介助員等の臨時職員の配置、通級指導教室の運営のための相談・指導環境の整備、研修会等の開催による教職員の資質向上と市民啓発の促進等を図る。	学校教育課

(障害児施策の充実等) 事業一覧続き

事業名	事業展開	担当課
障害児通所支援事業	■児童福祉法に基づいた障害児通所支援施設(児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援等)に対し給付支援を行います。	障害福祉課
心身障害児集団活動・訓練事業	■特別支援学校・普通学校の特別支援学級の放課後、学齢期にある心身障害児に対し、集団活動や社会適応訓練を行い、主体性、社会性を育成し、自立の促進を図ります。	障害福祉課
医療的ケア支援事業	■医療的ケアを必要とする障害児に対し、看護師が配置されていない通所施設、作業所、保育所、学校等において、訪問看護師が経管栄養、痰の吸引、導尿等を行います。	障害福祉課
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	■小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	障害福祉課
自立支援医療費(育成医療)の支給	■18歳未満の障害のある児童又は疾病を放置すると将来障害を残すと認められる児童が、手術等により確実な治療効果が期待できる場合、その医療費の一部を支給します。	障害福祉課
難聴児補聴器購入補助事業	■身体障害者手帳の該当とならない難聴児(18歳未満で両耳の聴力が30dB以上の児童)に対し、補聴器の購入を補助します。	障害福祉課
障害児相談支援事業	■障害児及び家族等からの相談に応じ、地域において生活できるよう、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等と連携し、必要な支援を行います。	障害福祉課
親の会の支援	■同じ障害のある子どもの親の情報交換や交流の場を提供します。	子育て支援課
障害福祉啓発事業	■障害のある子どもたちへの理解を深めるため、講演会などの啓発活動を行います。	障害福祉課・子育て支援課
こども発達支援センター	■子どもの発達(発達障害を含む)に関する相談や支援に関し、専門スタッフが子どもと家族へのサポートを行います。	子育て支援課
障害児等への医療給付事業	■未熟児、小児慢性特定疾患及び重度心身障害をかかえる子どもに対し、医療費を助成します。	国民健康保険課・子育て支援課

4 その他の子育て支援施策等

事業名	事業展開	担当課
タイガーマスク運動 支援事業	<p>①前橋市児童養護施設等退所者自立生活支度金支給</p> <p>■児童養護施設等を退所、又は里親の措置委託解除後も家庭復帰が見込めず、かつ親族等からの援助も望めないため、公的援助のみでは自立生活準備費用の捻出が困難な場合について、自立生活を始める者に対し、自立支度金を支給しています。</p> <p>②前橋市児童養護施設等就職および進学希望入所者自動車運転免許取得支援</p> <p>■児童養護施設等を退所、又は里親の措置委託解除後、就職又は進学により社会に巣立つ児童の自動車運転免許の取得を支援し、対象者の社会での自立や活動等の推進を図ることを目的とし、赤い羽根共同募金及び上毛新聞愛の募金等からの助成のみでは費用の捻出が困難な場合について、自動車運転免許の取得費用の一部を支援しています。</p> <p>なお、本事業は施設等から社会へ出るこどもたちへの自立支援を目的とした「タイガーマスク運動」をきっかけとして始まり、令和元年度時点における事業の財源は本市へのふるさと納税によるもとしています。</p>	子育て 支援課

基本目標 3 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方改革の推進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育てや、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間をもつことで、健康で豊かな生活を送ることができる社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。

こうした中で、働く人の仕事と生活との両立を推進するために、子育て支援などの社会的基盤の整備や職場環境の改善、事業主及び勤労者の意識啓発など多面的に取り組みます。

事業名	事業展開	担当課
男女の雇用機会均等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ■企業等に対し、男女の雇用機会均等の周知を図ります。 	産業政策課
就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ジョブセンターまえばしによるキャリアカウンセリングや各種講座、企業との交流会や就職面接会等の実施により、就職を支援します。 ■就労に向けた知識や技能、資格等の取得に向けた講座を実施します。 ■企業との交流会や就職面接会等において、必要に応じて保育コンシェルジュ等を派遣し、保育関係施設や放課後児童クラブへの入園相談を行い、仕事と生活の両立を支援します。 	産業政策課・子育て施設課
仕事と家庭の両立支援の啓発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共に子育てをしながら働くパパやママのために、仕事と家庭の両立を支援する施策や制度について、母子健康手帳の発行時やパパママ教室などの機会を使って周知していきます。 ■職場環境の整備に取り組む企業に対して、奨励金や表彰を設け、両立支援制度の普及定着を推進します。 	産業政策課・子育て支援課